

後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

8月1日から保険証がカードサイズに変わります。カードサイズの保険証は7月下旬までに送付します。



更新に合わせて、令和2年度の市・都民税の課税所得に応じて、医療機関などで支払う負担割合の見直しを行います。

「国民健康保険高齢受給者証」は、誕生月の翌月(1日)生まれの人は誕生月)から使用できます。新たに70歳になる方には誕生月中旬に送付します。

▽負担割合「3割」の方
市・都民税の課税所得が145万円以上の方や同一世帯に同じ健康保険に加入し、負担割合「3割」の70歳以上の方がいる方

▽新規申請の方
国保に加入の方で必要な方は手続きしてください。
後期高齢に加入の方:該当になる方には、申請書を8月下旬までに送付します。

▽申請場所
保険年金課、五日市出張所

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付

入院や高額な外来診療を受け

高齢者のための法律相談会(予約制)

財産や遺産のことなど、専門家に相談できます。家族からの相談も受け付けます。

▽日時 7月31日(金) 午後2時～4時(1人40分)

▽場所 市役所1階市民相談室

▽対象 市内在住のおおむね65歳以上の方とその家族

▽申込み方法 7月2日(木)午前8時30分から電話で申し込んでください。

※毎月実施する市民相談でも相談は受け付けています(毎月15日発行の広報紙に掲載)。

▽申込み・問合せ 中部高齢者はつらつセンター(☎550・6101)

る際に、窓口負担が減額される「限度額適用認定証」などの各種認定証の交付には、申請手続きが必要で

▽現在認定証をお持ちの方
国保に加入の方:8月以降も必要な方は、更新手続きしてください。申請書を7月中旬までに送付します。

※保険税が未納の世帯の方は申請できません。
後期高齢に加入の方:認定証をお持ちで8月以降も対象の方には、7月下旬に新しい認定証を送付します。

▽新規申請の方
国保に加入の方で必要な方は手続きしてください。
後期高齢に加入の方:該当になる方には、申請書を8月下旬までに送付します。

▽手続きに必要なもの
申請書、保険証、はんこ、マイナンバーが確認できるもの

▽申請場所
保険年金課、五日市出張所

問合せ

・国民健康保険:保険年金課
・国民健康保険係
・後期高齢者医療制度:保険年金課
・後期高齢者医療係

高齢者虐待に気づいたら 相談・通報していただく

速やかな通報が、高齢者虐待の早期発見・早期対応につながります。通報者の秘密は守られ、匿名での通報も可能です。また、相談窓口では高齢者虐待の相談全般に対応しています。気になることがありましたら、相談・通報してください。

▽高齢者虐待の主な事例
・身体的虐待:暴力や体罰で、身体に傷やアザ、痛みを与え

る行為や、正当な理由なく身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為
・性的虐待:性的な行為や、それを強要する行為
・心理的虐待:脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等で精神的に苦痛を与える行為
・放置・放任:食事、排泄、入

介護保険 負担割合証の更新

要支援・要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業者等に「介護保険負担割合証」を7月上旬に送付します。

負担割合証には、介護サービスを利用した際の利用者負担の割合が所得などに応じて記載

介護保険負担限度額 認定証の更新



介護保険施設への入所やショートステイの利用の際、所得状況などで食費と居住費が減額される認定証は、毎年8月に更新します。現在、認定証をお持ちの方には、更新申請書を送付したので申請してください。新たに認定証が必要な方の申請も受付ています。

▽対象 市・都民税非課税世帯の方が生活保護受給の方は、対象外です。
世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている方が、預貯金などの合計額が、単身の場合は1千万円超、夫婦の場合は2千万円超の方
▽対象施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設
▽申請方法 申請用紙、預金通帳などの写しをお持ちの上、直接窓口で申請してください。
▽申請・問合せ 高齢者支援課 介護保険係(直通558・1969)

介護教室(講演会)「自宅での看取り」 最新の時勢を自宅で過ごすには



自宅で医療的な管理を行いつながら過ごすことについて、訪問看護師が分かりやすくお話しします。
▽日時 7月22日(水) 午後1時30分～3時
▽場所 あきる野ルピア3階産業情報研修室
▽講師 訪問看護師
▽対象 市内在住・在勤の方

介護保険料額決定通知書を送ります

65歳以上の方(第1号被保険者)を対象に、介護保険料額決定通知書(納入通知書)を7月上旬に送付します。
介護保険料の納め方など詳しくは、通知書をご覧ください。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維

持者の事業収入や給与収入などが一定程度減少した第1号被保険者は介護保険料が減免される場合があります。減免の申請を希望される方は、相談してください。
▽問合せ 高齢者支援課介護保険係(直通558・1969)

浴、洗濯などの身の世話を介助をしない、必要な介護保険サービスや医療を受けさせないなど、高齢者の生活環境

や身体・精神的状態を悪化させたり、不当に保持しない行為
・経済的虐待:本人の同意なしに財産や年金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する行為
▽相談窓口 高齢者支援課高齢者支援係 東部高齢者はつらつセンター(☎559・1320)、中部高齢者はつらつセンター(☎550・6101)、五日市はつらつセンター(☎569・8108)